

東芝の日本(親会社)とドイツ社(関連会社)の労働時間比較表(2002年現在)

	日本の東芝(親会社) (東芝と東芝労組の労働協約等による)	東芝セミコンダクタ・ドイツ社(関連会社) (IGメタル労働協約やドイツの統計等による)	東芝・ドイツ社と 日本の東芝の差
労働時間			
所定内労働時間			
1日	7時間45分(7.75時間)	35時間	3時間45分
週	38時間45分(38.75時間)	1449時間(01年のドイツの平均時間)	411.3時間
年間	1860.3時間		
所定外労働時間			
週	40時間	10時間	20時間
月	60時間	20時間	40時間
月最長限度	180時間(年間720時間が可能)	(「所定外労働を新規採用の代替として 利用してはならない。所定外の量は可能 な限りすくなくする。」と労働協約に明記。	
連続3ヶ月限度	月3回		
休日出勤規制	302.4時間(全体平均)	57時間(ドイツ全体の平均時間)	245.4時間
年間所定外労働時間の実態			
年次有給休暇			
勤続6ヶ月未満	18日(4月入社)	各月に2.5日	
勤続6ヶ月以上	24日(前年度の出勤率8割以上)	30日	
勤続1年未満	24日 × 出勤率(前年度の出勤率8割未満)	(15日以上の有給休暇請求の場合、会社 都合で分割しなければならないときでも、 最低連続する10週日を付与しなければ ならない。)	6日
勤続1年以上			
平均取得日数(取得率)	20.2日(84.2%)	30日(完全取得が常識)	9.8日
時間換算	156.6時間(20.2日 × 7.75時間)	210時間(30日 × 7時間)	53.4時間
年間総労働時間	2006.1時間(1860.3 + 302.4 - 156.6)	1506時間(1449 + 57)	500.1時間
労働時間を日数に換算			
1日の労働時間を7.75時間とすると	週38.75時間 ÷ 5日 = 7.75時間		65日
1日の労働時間を7時間とすると		週35時間 ÷ 5日 = 7時間	71日
1日の労働時間を5.54時間とすると	週38.75時間 ÷ 7日 = 5.5357142時間		90日
1日労働時間を5時間とすると		週35時間 ÷ 7日 = 5時間	100日

注記1. 東芝の連結決算の対象企業は、国内235社、海外148社です。東芝セミコンダクタ・ドイツ社はニーダザクセン州ブラウンシュバイク市にあります。

2. 東芝がEU諸国に進出すると、その子会社の労働条件はEU労働関係法令・指令、各国労働法制、労働組合との労働協約によって規定されます。

出所: しんぶん赤旗「東芝に見る日本とドイツ」(2004年10月6日、7日)

2004年10月 編集 弘本